



紅葉



編集発行人
河合 孝彦

税理士
社会保険労務士
河合 孝彦
〒910-0019
福井市春山1丁目9番13号
TEL 0776(22)0897(代)
FAX 0776(27)6199
<http://kawai.zei-mu.com>

11月

(霜月) November

3日・文化の日
23日・勤労感謝の日

日	12	26
月	13	27
火	14	28
水	1	29
木	2	30
金	3	17
土	4	18
日	5	19
月	6	20
火	7	21
水	8	22
木	9	23
金	10	24
土	11	25

11月の税務と労務

- | | |
|--|--|
| 国 税 / 10月分源泉所得税の納付
11月10日 | 国 税 / 3月決算法人の中間申告
11月30日 |
| 国 税 / 所得税予定納税額の減額申請
11月15日 | 国 税 / 個人事業者の消費税等の中間申告(年3回の場合)11月30日 |
| 国 税 / 所得税予定納税額第2期分の納付
11月30日 | 地方税 / 個人事業税第2期分の納付
都道府県の条例で定める日 |
| 国 税 / 9月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等)11月30日 | 労 務 / 労働保険料第3期分の納付
11月30日 |
| 国 税 / 12月、3月、6月決算法人の消費税等の中間申告
(年3回の場合)11月30日 | (労働保険事務組合委託の場合12月14日まで) |

税を考える週間 11月11日~11月17日

ワンポイント 基礎控除と免税点

どちらも一定の範囲までは課税されない課税最低限を決めるものですが、基礎控除の場合は相続税のように基礎控除を超えた部分に課税されるのに対し、免税点の場合は免税点を超えると超えた部分だけでなく全体に課税されます。損金算入される交際費等の5千円基準も免税点と考えれば、わかりやすいかと思います。

企業を取り巻く 環境激変

最近の動きと 税務Q&A

1 会社法の影響

平成十八年は、毎年の四月二日の改正税法施行の他に、五月二日の会社法施行、それに伴う中小企業会計指針の改正・公表と会社を取り巻く環境が大きく変化した年です。そこで、中小企業に影響のあるポイントをQ&Aで以下整理してみます。

Q 会社法が施行されてから税務面・会計面に影響を与えている事項について教えてください。

A 主な事項は、株式譲渡制限会社を前提にすると、次のとおりです。

- 有限会社：有限会社制度が廃止。既存の有限会社は、特例有限会社となるか、株式会社に変更するかの選択が必要。
- 資本金：一円でも可。
- 取締役：一人でも可。また取締役会を不要とすることができます。
- 監査役：置かなくてもよいし、会計参与でも可。
- 会計参与：置くことができます。
- 役員：任期は最長十年も可。
- 定款：記載内容が大きく変化

しており、見直す必要があります。株券：発行しないことが原則となっております。

株主総会：手続が簡単になり、権限が強くなっています。

分配：株主総会の決議により、いつでも配当が可能となっております。

決算書：大幅変更。特に利益処分計算書がなくなり、株主資本等変動計算書が必須になっていきます。

商号：類似商号の規制が大幅に緩和されています。

設立：会社の設立が簡単になっています。そのため、実質一人会社の社長報酬については、損金算入を制限する規定もできています。

2

中小企業会計指針の影響



Q 中小企業会計指針は何のためにあるのですか。

A 会社の会計の原則は、会社法において、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとされており、中小企業が、計算書類の作成に当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示す指針として公表されたものが「中小企業の会計に関する指針」です。

最近、金融機関等において、この指針に基づいた決算書かどうかで信頼性を判断することが増えてきており、借入金利にも影響が少なからずありますので、中小企業の経営者は十分に関心を持って、

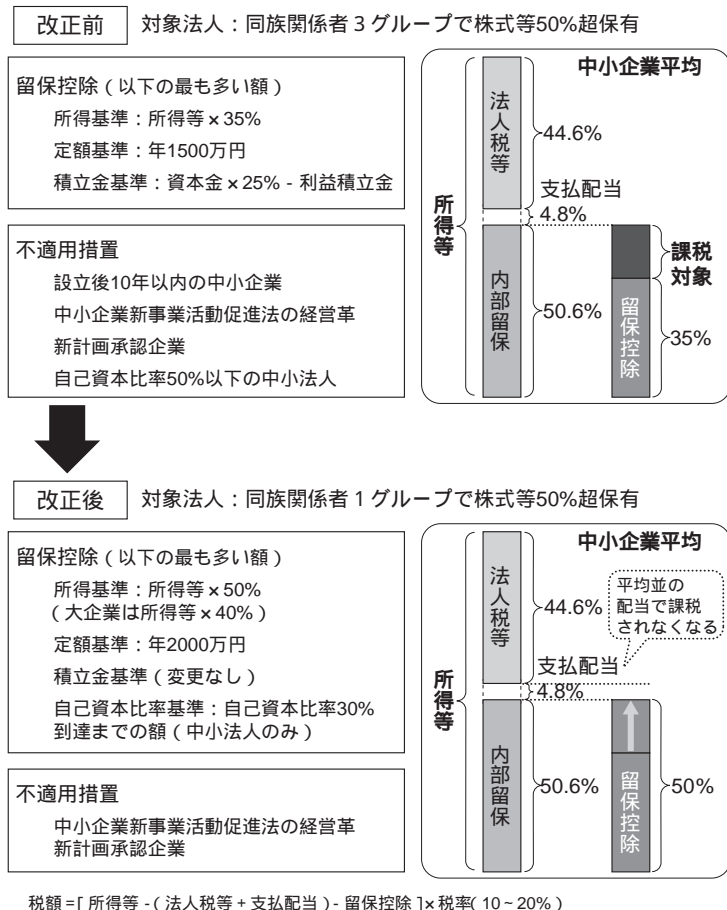
問題点があれば改善していくことが望まれます。

Q 中小企業会計指針が影響を与えそうな主要ポイントを教えてください。

図表1 税法と会計指針の要約

区分	税法基準	会計指針	
1. 貸倒引当金の計上	任意（一括評価金銭債権、個別評価金銭債権に区分）	必ず計上（一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等に区分）	
2. 固定資産	減価償却費の計上	任意（償却限度額）	
	特別償却	必ず計上	
3. 税金費用・税金債務	減価償却方式又は準備金方式（剰余金処分・損金経理）	剰余金処分による準備金方式のみ	
	法人税、住民税、事業税、消費税等	発生基準又は現金基準	発生基準
4. 注記	記載内容	規定はない	
		規定はない	会社計算規則の規定による

図表2 同族会社の留保金課税の改正前後比較



図表3 リサイクル料金の内訳

シュレッダーダスト料金	エアバック類料金	フロン類料金	情報管理料金	資金管理料金
-------------	----------	--------	--------	--------

リサイクル料金の内訳は、図表3のようになっていて、このうちシュレッダーダスト料金、エアバック類料金、フロン類料金、情報管理料金については、資産計上（消費税は不課税）します。一方、資金管理料金については、費用処理（課税仕入れ）となります。

A 一般的に重要と思われる項目は図表1のようになりません。特に表中2の減価償却費の計上がないとか過少計上は、資産を過大計上して粉飾ではないかというような考え方が広まってきたので、十分認識しておきましょう。

Q 同族会社の留保金課税制度が改正されていますが、そのポイントを教えてください。

A 同族会社の留保金課税について、対象となる法人を同族

関係者一グループで株式等50%超保有の会社のみ限定し、残る同族性の高い対象法人についても、内部留保に対する控除額を大幅に引き上げるにより、平均並の配当を行えば課税されなくなるよ

3 税制改正等の影響

Q 自動車のリサイクル料金の会計処理の方法について教えてください。

A リサイクル料金は、平成十七年一月一日以降は、新車購入時、既所有者は最初の車検時、中古車新規登録時、車検を受けずに廃車する場合は廃車時に、ディーラーや整備事業者、引取業者を通してリサイクル料金を管理する（財）自動車リサイクル促進センターに支払い（預託）をすることになります。

う抜本改正され、中小企業の内部留保の充実が図れるようになっていきます（図表2参照）。

海外へ転勤になった場合の 住宅借入金等特別控除

Q 私は、平成17年に住宅を取得し、住宅借入金等特別控除の適用を受けていますが、平成19年1月からロンドン支店へ2年間の予定で転勤することになりました。ロンドンへは単身で赴任し、家族はこの住宅に残りますが、平成19年分以降の特別控除の適用関係はどのようになるのでしょうか？

A 住宅借入金等特別控除の適用を受けることができる者は、「居住者」に限られ、また、その適用は、その住宅を取得してから6ヶ月以内に居住の用に供し、以後その年12月31日まで引き続き居住の用に供している年分に限られています。

つまり、この特例は原則として「非居住者」が住宅を取得した場合は、適用されませんし、居住者が非居住者となった場合には、非居住

者となった年以後の年については適用されないこととなります。

しかし、居住者の場合、転勤、転地療養その他のやむを得ない事情により、本人が一時的に住まなくなった場合において、その家屋を本人と生計を一にする親族が引き続き居住の用に供しており、やむを得ない事情が解消した後は本人が共にその家屋に居住すると認められる場合には、本人が引き続き居住の用に供しているものとして取り扱われることから、非居住者の場合も同様に取り扱うこととされています。

したがって、ご質問の場合には、非居住者となる平成19年および20年については、特例の適用は受けられませんが、帰国後の平成21年以降は、居住年から引き続きその家屋に居住していたものとして、再び特例の適用を受けることができます。

なお、家族と共にロンドンへ赴任した場合には、原則として非居住者となった年以後の年分については、特例の適用はできなくなります。

過年分の社会保険料と社会保険料控除

Q 私は、青果店を営む個人事業者ですが、平成17年1月分から国民年金保険料の支払いが滞っていたため、本年9月に未払分の保険料を一括で支払いました。平成17年分の保険料の社会保険料控除は、平成17年分の確定申告について更正の請求をすることとなるのでしょうか？

A 社会保険料は、1年超の前納保険料を除き、現実に支払った年分において社会保険料控除の対象となります。

したがって、ご質問の場合は、更正の請求ではなく、平成18年分の確定申告において社会保険料控除の適用を受けることとなります。

なお、平成17年分の確定申告より国民年金保険料又は国民年金基金の掛金があるときは、これらの支払いをした旨を証する書類の添付又は提出等が必要となりましたのでお忘れのない様ご注意ください。



社名変更に伴う費用の税務処理

- 最近、企業イメージの一新のため社名変更を行う会社は少なくありません。この社名変更費用の税務上の取扱いには次のとおりです。
- 1 コンサルティング費用
その支出の効果が一年以上に及ぶものと認められますので、繰延資産である開発費として取扱い、任意償却することができます。
 - 2 ロゴマーク等の商標登録費用
商標権の登録費用は、無形固定資産の商標権として取扱い、耐用年数一〇年として償却します。
 - 3 メディアへのPR広告費用
PR広告費用や不特定多数の者に配布する少額物品に係る費用は、広告宣伝費として損金算入します。